

第44回 独立行政法人都市再生機構 契約監視委員会
審議概要

開 催 日	令和2年6月9日（火）
開 催 場 所	電話開催
出 席 委 員	<p>長沢 美智子（弁護士（東京丸の内法律事務所）） 高木 勇三（公認会計士（監査法人五大）） 長村 彌角（公認会計士（有限責任監査法人トーマツ）） 鈴木 豊（学校法人青山学院常任監事・青山学院大学名誉教授） 飛松 純一（弁護士（外苑法律事務所）） 水上 貴央（弁護士（Socio Forward株式会社）） 吉田 滋（都市再生機構監事） 上澤 秀仁（都市再生機構監事）</p>
審議事項等	<p>審議事項 （1）令和元年度第4四半期における競争性のない随意契約及び1者 応札・1者応募となった契約について （2）「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24 年6月1日付行革実行本部決定）に係る審議（令和元年度） （3）「令和元年度調達等合理化計画」に係る自己評価について （4）「令和2年度調達等合理化計画」の策定について</p>
審議概要等	<p>別紙のとおり なお、意見・質問欄には各委員からの発言要旨を記載しており、委員会としての 意見等を記載しているものではない。</p>

(別紙)

意見・質問	説明・回答
<p>審議事項1 令和元年度第4四半期における競争性のない随意契約及び1者応札・1者応募となった契約について</p> <p>○1者応札が改善した水道検針等業務について、発注ロットを大きくしたことによって改善されたとのことであるが、更にロットを拡大できるのか。</p> <p>○1者応札等が改善したものと、改善しなかったものの落札率の差がわかるようにして欲しい。</p>	<p>・令和元年度第4四半期における競争性のない随意契約及び1者応札・1者応募となった契約実績について、前年同期に比しての契約実績額及び1者応札・1者応募の件数の変動要因となっている複数年契約の状況等について説明。</p> <p>・令和元年度第4四半期の契約のうち、前回1者応札であった契約がどれくらい複数者応札に改善したのかを説明。</p> <p>・今回は住まいセンターごとにまとめた。参加業者の状況を踏まえて今後も適切な発注ロットの検討を継続する。</p> <p>・次回以降の資料において表示することとする。</p>
<p>【委員会意見】 特段の意見はなかった。</p>	

意見・質問	説明・回答
<p>審議事項2 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日付行革実行本部決定）に係る審議（令和元年度）」</p>	<p>・点検対象となる1,000万円以上の契約のうち継続性のある支出または随意契約若しくは1者応札となっている契約については、今回該当がなかった旨説明。</p> <p>公益法人への支出としての点検対象からは外れるものの、随意契約や1者応札といった観点については、契約相手方が公益法人であるか否かに限らず、引き</p>

意見・質問	説明・回答
	続き、契約監視委員会の点検を受ける旨補足説明を行う。
【委員会意見】 特段の意見はなかった。	

意見・質問	説明・回答
審議事項3 「令和元年度調達等合理化計画」の自己評価について	
<p>○施工能力評価型総合評価方式の自己評価Aについて、参加業者の負担軽減に関してアンケートで6割の業者から「事務負担が軽減された」との回答があったのであれば、それを自己評価に記載すればよいのではないか。</p> <p>○内部統制の仕組みと運用を分けた記載方法について、手順に従っているのであれば、「経理資金部(契約監理)との間で」の次に、「確立した手順に従い」という文言を追加した方が良い。</p> <p>○「最終的に新たな随意契約は行わなかった」という表現について、具体的に検討しているのであれば、随意契約を行わなかった理由を記載し、内部統制が運用された結果、運用した結果が効果を発揮したことを示す表現ができないのか。</p> <p>○発注者綱紀保持に関するeラーニング</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和元年度調達等合理化計画」の自己評価について説明。第43回契約監視委員会の際に、第3四半期までの実績と年度の見込みという前提で仮の評価を実施していることから、今回は数字が確定したもの、あるいは当時と記載内容や評価内容に変更があったものについて説明。 ・自己評価の業務実績に記載する。 ・そのように追記する。 ・新たな随意契約に関する協議の事例を踏まえ、どのような経緯で新たな随意契約を行わなかったかを追記する。 ・効果測定のために難易度はできる限

意見・質問	説明・回答
<p>について、難易度の設定はどのように行っているのか。</p> <p>○受講者に対して難易度、出題の範囲に関する説明は行っているのか。</p>	<p>り一定としている。</p> <p>・出題前に研修の予告、出題後に解説を行っている。出題の範囲は、業者との対応方法、不当な働き方を受けた際の対応、秘密の保持等である。</p>
<p>【委員会意見】 本日の各委員の意見を踏まえた修正を行うことを以って、令和元年度調達等合理化計画の自己評価案について了承する。</p>	

意見・質問	説明・回答
<p>審議事項4 「令和2年度調達等合理化計画」の策定について</p>	
<p>○今年度は特殊な状況である。生命・財産・働く場を守ることを日本全体で考えていかなければならない。この一年は規制の強化と緩和を状況に応じて繰り返しながら新型コロナウイルス感染症のワクチンの大量供給を待つことになり、それまでは必ずしも予断を許さない状況であるため、状況に応じた適宜な対応を考えていただきたい。場合によっては策定された計画に囚われずにベストと思われる選択をしていただきたい。</p> <p>○不調・不落率の目標値の設定については、新型コロナウイルス感染症の影響により数値を記載できないものは、背景となる現在の特異な状況に関するモニタリングが重要。今後このような事態が発生した場合の参考に記録しておく必要がある。</p>	<p>・「令和2年度調達等合理化計画」の策定案について説明。</p> <p>・数値目標の設定が困難としたものについて、分析して傾向値を把握し、自己評価において状況を報告する。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>○コスト削減については、数値目標を設定しない事態が異常であるため、次年度以降は数値目標を復活させるべき。</p> <p>○電子入札について、応札者のコスト削減はどのように把握するのか。「将来にわたるトータルコストの低減」という記載について、「将来にわたる」という表現はあまり年度の計画では用いないので、事後評価をする際にどのように測定するのか。</p> <p>○電子入札の現状の利用状況を把握し、利用の促進についての施策を盛り込んだ方が良い。</p> <p>○詳細情報随時追加120件の根拠を計画に記載した方が良い。</p> <p>○研修について、ビデオ講義を活用するのであれば、受講率は70%ではなく、100%を目指すべきではないか。</p> <p>○公認会計士は、CPEという制度がある。研修を受け続けることで効果がある。研修のやり方も工夫が必要。ビデオ講義については、最近ではミニッツ動画ということで、数分の動画での研修も行って、習得には有効だと聞いている。いろいろな方法の検討が必要。会計士は義務化されており、一定単位を受講しないと監査業務に就けない。</p> <p>○入札談合に関しては重要なものであるため、着任後すぐに受講する等、毎年必要ではないか。会計士も重要な研修は毎</p>	<p>・次年度計画策定時に、現在の特異な状況の分析結果を踏まえて対応したい。</p> <p>・業者が機構事務所に外向くことがなくなることによる事務コストの削減をイメージしている。コスト削減の把握方向は実施件数である。</p> <p>・根拠を追記する。</p> <p>・すでに開催延期などで研修が滞っているところ。確かにビデオ講義であれば受講しやすくなるため、受講率の数値目標については再検討する。 なお、公正取引委員会から講師を招いた研修についてはビデオ講義により行うかどうか未調整であるため、研修方法を確認した上で対応を検討したい。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>年受講している。</p> <p>○研修では理解力が高まることが重要。未受講者に対する理解度テストを実施してみたい。受講成果が上がらなければ意味がない。受講者と未受講者の差の検証できる仕組みが欲しい。</p> <p>○ビデオ講義について、問題を解かないとカリキュラムの先に進めないなど、隙を作らないようにする必要がある。受講状況を把握する仕組みも必要。</p> <p>○eラーニングの正答率75%の意味がわからない。100人が100問の問題を解いて7500の正答があれば75%ということなのか、一人の正答率が75%なのか、75%で満足すべき話ではないので、満たさない部分についてフォローアップすべきである。</p>	<p>・研修については、委員の意見を踏まえて対応を検討したい。</p>
<p>【委員会意見】</p> <p>本日の各委員の意見を踏まえた修正を行うことを以って、令和2年度調達等合理化計画について了承する。</p>	